**韓国向け輸出水産食品に関する衛生証明書の発行に関するセルフチェックリスト**

　このセルフチェックリストは、韓国向け輸出水産食品の衛生証明書発行申請を行う際に任意でご活用いただくものであり、申請時に提出していただく必要はありません。各項目について該当する場合は□に☑を入れて下さい。（□をクリックすることで入力できます）

本制度の概要については、【取扱要領】を厚生労働省ホームページでご確認下さい。

■証明書の発行について

輸出品目は冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓ですか?

はい

いいえ　　　→　いいえの方は、申請することはできません。

輸出品目を最終的に処理（国内で処理を行わない場合は保管）した施設は、既に登録してある施設ですか?

はい

いいえ　　　→　いいえの方は、当該施設がある地域を所管する地方厚生局に登録の手続きをする必要があります。（施設登録手続きへ）

■必要な提出書類について

□衛生証明書発行申請書（別紙様式４）は作成しましたか？

□申請者の印を押印しましたか？

　※電子メールで申請する場合は不要です。

□①から⑩までの「製品の詳細等」をもれなく、正しく記載しましたか？

□品名は、商品や当輸出食品の内容が分かる一般的な名称を記載しましたか？

□日本語と英語で併記しましたか？

□宛先は「関東信越厚生局長」あてにしましたか？

□別紙様式４の２．誓約事項を添付しましたか？

□SANITARY（HEALTH）CERTIFICATE（別紙様式５）は作成しましたか？

□すべての項目について、もれなく、正しく記載しましたか？

　　　　（コンテナ番号及びシール番号については、申請時までに判明しない場合は空欄でも　　提出可能ですが、判明次第別途届出が必要です。）

□厚生局名は “Kanto-Shinetsu”と記載された様式を使用しましたか？

□Serial No、Date of Issue及びSIGNATUREは空欄のままになっていますか？

→関東信越厚生局が記入しますので、何も書かないでください。

□次の書類は添付しましたか？

□インボイスの写し

□パッキングリストの写し

□船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し等

□食品等輸入届出（写し）（輸出貨物が輸入品の場合）

□必要な分の切手を貼付した返信用封筒を同封しましたか？

■注意事項

①発行申請書等は、輸出前までに提出してください。

②窓口もしくは郵送にて申請する場合、関東信越厚生局では、証明書を円滑に発行するために発行申請書等を事前にＦａｘで内容確認をしています。不備がないか確認したうえで、Ｆａｘをお送りください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事前確認終了してから、原本の郵送をお願いしております。

③外貨品の発行申請による証明書の発行はできません。